#### カント『判断力批判』における paradeigma / exemplar をめぐる小史 〈範例性〉をめぐって

小田部 胤 久

態に関して用いられる。特殊事例と一般的規則をめぐるカント独自の思考が「範例的」という術語に結晶している。 例が具現するという事態、あるいは、それとして明示できない規則がある事例をとおして新たな仕方で継承されるという事 何か。ここで本論の結論を多少先取りするならば、範例的という術語は、それとして明示することのできない規則をある事 ならびに「模範的」という述語はカントの美学的思考を特徴づける鍵をなしているとあらかじめ想定しうる。その特徴とは (musterhaft)」ౕ⁻゚という語を用いているが、これはカントにおいて特異な用例である゚ౕౕ)。この点に留意するならば、「範例的 カントは 『判断力批判』第一部において趣味論および天才論を展開する際に、「範例的(exemplarisch)」および「模範的

このカントの議論がその後二○世紀後半においてどのように継承されたのか、ごく簡単にたどることにしたい(第四節)。 例的必然性」および「範例的独創性」に関する議論をその内容に立ち入りつつ検討する(第二節、 葉までの意味ならびに用法の変遷を、哲学史的な観点から、主として形式的に分析し(第一節)、その上で、カントの「範 以下では、 カントの議論の特徴を際立たせるためにも、まず exemplarisch という語について古代ギリシアから一八世紀中 第三節)。そして最後に、

# exemplarisch という語をめぐって —— 古代ギリシアから一八世紀まで

exemplar は、 なくてはならない (3) 。 いう語について考察するには、迂遠なようではあるが、ラテン語の exemplar を介してギリシア語の paradeigma にまで遡ら exemplarisch という語は Exemplar という名詞から派生した形容詞であるが、この名詞 後に詳しく見るように、ギリシア語の paradeigma に対応するものとして用いられた。 の語源であるラテン語 従って、 exemplarisch 4 の名詞

型 概念を批判的に受け入れたのかを示し、『判断力批判』における範例性の議論への橋渡しとする。 (五)において、カントの一七七○年代の倫理学講義に即して、カントがいかなる点でバウムガルテン・マイアーの「実例」 の過程として特徴づけることができる。この点を(三)では倫理学に即して、(四)では詩学に即して検討する(4)。 ルテン、マイアーのうちに exemplar 概念の変容を明らかにする。それは、一言で言えば、「範型」から「模範」への平準化 paradeigma ないし exemplar の概念史を再構成するに当たっては、いくつか視点を分ける必要がある。以下では、 実例」の系譜をギリシアならびに中世ラテン世界のうちにたどる(一、二)。その上で、カントに直接先立つバウムガ まず「範

### (一) paradeigma とその二義性

以下ではこの意味における paradeigma を「範型」と訳す(英語では一般に pattern と訳される)。そして、このような範型と が中心的な役割を果たしている『ティマイオス』に即して、プラトンの見解を押さえておこう(´๑)。『ティマイオス』のプラ (Ti. 50C)と規定している。ここから明らかなように、paradeigma とは現象するものどもが模倣すべきイデアにほかならない。 paradeigma を哲学上の述語としたのはプラトン この世界の諸事物を「paradeigma の模像(mîmêma)」(Ti. 48E-49A)、ないし「常にあるもの (前四二七―三四七年)である。ここではとりわけ paradeigma という語 (ta onta aei)

模像の関係を、「範型>模像」と記すことにする。

paradeigma を、 所だけ、「範型」とは異なる意味に用いられている。その一節を引用しよう。「あなたたちの所にかつてあった法律の多くの に example と訳される。以下では文脈に応じて「事例」「実例」と訳す)。 ところで、『ティマイオス』では paradeigma という名詞は あなたは今ここで見出すであろう」(24A)。ここで paradeigma は (その変化形を含めて) 一二回出てくるが (o)、 「類似の事例」を意味する (英語では そのうち一カ 一般

捉えるために、 実際に描かれる「図形」は、数学的真理を捉えるための paradeigma とみなされるべきであって、「それ自体のうちに真理を いられている。 paradeigma という語に「範型」と「事例(実例)」という二義性が認められるのは、『ティマイオス』に限ったことではな 『国家』においても、paradeigma という語は基本的には「範型」の意味で用いられる。だが、たとえば、幾何学の場合、 | 真剣に眺められる」べきものではない(529D-E)、という一節において、paradeigma は「実例」の意味に用

無用の混乱を 受けない普遍的存在であるのに対し、実例は時間的・空間的制約を受ける個物だからである。 の意味にもなるといえる。 すなわち、 こうした二義性が生じるのは、paradeigma という語が para-(「脇に」)という接頭辞を含むことに由来すると思わ paradeigma は比較を前提するのであって、比較の観点に応じて、範型の意味にもなれば、逆に個々の実例 (少なくとも解釈の上で) 招きかねない。 だが、範型と実例は、存在論的に全く種を異にする。というのも、 paradeigma の二義性は議論に 範型は時間的 空間的 制約 れる。 事例

ンは次のような比喩を用いて特徴づける。 その例として、『国家』より、あるべき哲学者の営みを画家のそれに擬える一節を検討したい。例えば、イデアとしての「正 美・節制」(R. 501B)等を捉えつつそれに倣って国家をあるべき姿に形作る哲学者の営みを、『国家』第六巻のプラト が国家の輪郭を描くのでなければ、国家は決して幸せになることはありえないであろう」(R. 500E)。ここにい 「神的な paradeigma 〔範型〕を用いる画家たち(hoi tô theiô paradeigmati chrômenoi

う比喩上の のイデアを捉えた上で、 と呼ばれているのであるから、この哲学者としての「画家」は「現象の模倣」ではなく「真理の模倣」を事とする 「画家」(すなわち哲学者) 現実をこのイデアに倣ったものへと作り上げる哲学者が、ここでは比喩的に は、『国家』第一○巻にいうように 「現象の模倣」を行う画家ではない。 国政 範型として

者にほかならない。

genesthai) 0 リニウス『博物誌』(XXXX, 64)やキケロ『発想論』(II, 14)の伝えるゼウクシス(前四六四年頃―?)の逸話を参照する 許されよう。実際、『国家』第五巻には、哲学者を画家に擬える文脈において、 るならば、プラトンにおいて「paradeigma を用いる画家」の存在がある意味では自明のものと見なされていたということも 人間とはどのような人間であるのか、その paradeigma を描く画家が、……そのような人間が〔現象界に〕生じうること(dynaton しているにすぎない。 がよいであろう。ゼウクシスは、五人の娘からそれぞれ最も美しい部分を選択し、それらを一つにまとめることによって、 たしかにプラトンは「paradeigma を用いる画家」の働きを主題的に論じてはおらず、 を証明できない場合、 しかし、 比喩とは通常より自明な事柄によってより自明ではない事柄を照らし出すものである。 果たしてその画家は能力において劣っているのであろうか」(R. 472D)。恐らくは、大プ 次のような一節が見出される。「最も美しい あくまでもそれを比喩として持ち出

想像」と「混同してはならない」と主張した上で、右に検討した『国家』の一節に関して次のように記している。 上学の存在理由」(一九七四年)において、「範型」(藤沢は「規範的範型」ないし「原範型」という語を用いている)を「理 しばしば誤解されるようにイデアそのものではなく、イデアを「分有する」(472 C2) ものとしての、特定の想像的 ここで paradeigma と呼ばれているものに関しては、 レネを描いた、と伝えられている。 で語られている、すぐれた画家が描く最美の人間の模範像 解釈上の論争がある。 藤澤令夫(一九二五-(同じく「パラデイグマ」と呼ば というのも、 -100四年) 時間的 知覚像 れる) 「例えば は は 空空

ない。 題が生じる理由の一つは、paradeigma という語がそもそも二義的であることにある。 うにこの画家の例のうちに「範型」ではなく「理想像」の意味合いを読み取るとすれば、 象界において〕生じうること(hôs dynata tauta gignesthai)を証明する」(R. 472D)必要に迫られない 🛞 o 象界の内に見出されるか否かに関心を寄せないが、それと同様に、哲学者は自らの探究する(正義に関する)「範型」 れる。そして、このように解してよいとするならば、 慮するならば、「paradeigma を描く画家」という表現に観られる paradeigma は のイデア」 1) 可 間的限定を受けない (paradeigma ではなく) paradeigma に即して実際に画面の上に描かれた人間であろう。 る画家」という表現と明らかに対応していること、さらに、 能ではない。 すなわち、人間の「範型(paradeigma)」を模倣しつつ描く芸術家は、 を観たならば、 の右の一 だが、 「範型」と、 節の解釈に関しても、 第五巻における「paradeigma を描く画家」という表現が、 それを paradeigma として用いて……」(540A)という表現が認められること、こうしたことを顧 時間的・空間的限定を受ける「理想像」は、 paradeigma という語の用法からして、 画家の例をとおしてプラトンが語っているのは、 第七巻には、哲学者について「〈善〉そのもの 作品のうちに描かれたような人物が実際に現 存在論的に階層を異にするからである。 「範型」の意味にとるのが妥当であると思わ 第六巻における「神的な paradeigma を用 たしかに藤沢のように解釈することは不 いずれにせよ、こうした解釈上の 理想像と呼ぶことができるの 次の事態にほかなら あえて藤沢のよ 〔すなわち善 が | 現 問

テレスは四つの理 詩的比喩を語ることである」(Met. 19; 991 a20-22)、と述べて、プラトンの範型イデア論を真っ向から批判する。 して存在しうるし、 由に着目すれば十分であろう。「どのようなものも、 第一巻において彼は、 アリストテレス 一由を挙げているが、ここでは、 (前三八四―三二二年)がプラトンの また生成しうる」(991 a23-25)。プラトンによれば、 「形相は paradeigma〔範型〕であって他の諸事物はこれを分有する、と語ることは空語することであり、 現実に見出される類似性はイデアの存在を前提としない、 ある他の何ものかの模像であることなく、 「範型」イデア論を批判したことはよく知られている。 事物Aと事物Bの間に見られる類似性は、 しかもこの 何 という第二の もの 『形而· アリスト かに類 両 . 者が 理

ともに同 0 類似性を支えている。これに対してアリストテレスは、 一の範型 (パラデイグマ)を模倣している事態に基づく。 ソクラテスに類似した人は、 すなわち、 「範型>模像」という関係が事物Aと事物B ソクラテスなるものというイデアが

と反論する。

存在するか否かにかかわらず、いつでも生じうる、

を導入していることである。 あって、 に代えて「全体>部分」という枠組みを導入する。この枠組みは世界の諸事物を捉える際の論理的な観点にかかわるもの このようにして、アリストテレスは現象世界を範型(パラデイグマ)による支配から解放するとともに(๑)、 論理学の主題をなすが、 注目すべきは、この文脈においてアリストテレスが独自な仕方で paradeigma という術

と訳す)を意味する 分が〔もう一方の部分に対する〕paradeigma である」(Rhet. I, 2, 19; 1357 b26, 28-30) <sup>(2)</sup>。 すなわち、ある事例Qについて推 類似するものに対する類似するものの関係であって、その際両者は同一の類に下属するが、一方よりもよく知られている部 論するために、その事例と類似する事例Pを持ち出すことが paradeigma であり、これは実例による推論 る「帰納法 アリストテレスは『弁論術』において、全体から部分を推論する「論証法 (epagôgê)」との対比において、paradeigma を次のように規定する。「paradeigma とは……部分に対する部  $(syllogismos) \bot'$ および部分から全体を推 (以下では 例証 分の、

I, 2, 19; 1357 b30 ff.; cf. Rhet. II, 20, 3)。例証として機能する事例Pは明証なものであり、 てい オニュシオスは護衛隊を要求した。 にそのゆえにとりわけ弁論術において有効なものと見なされる。アリストテレスが挙げるのは次のような推論である。 体を主題とせず、むしろそれを無規定的なままにしておく点にある。 .た(メガラのテアゲネスもそうであった)。それゆえに、ディオニュシオスは暴君になろうという下心を持っている(Rhet 推 論の特徴は、 事例PおよびQが下属する「全体」すなわち「類」ないし「普遍 しかるにペイシストラトスが護衛隊を要求したとき、彼は暴君になろうという下心を持 従って、この推論はけっして必然的では それはそれに基づいて他の事例Q (to katholou)」 (1357 b35) それ ないが、 まさ 自

先 例 類ないし普遍がそれ自体としては主題化されないからである。 体>〕部分=事例P(paradeigma)+事例Q+事例R……」と表記することができる。「類=全体>」を〔 〕で括ったのは、 リストテレスの らない。ここから明らかなように、プラトンのいう「範型」としての paradeigma は模像に対して垂直的に関係するが、 あるから、プラトンのいう paradeigma のように類似するものどもから次元を異にする存在としての「範型」ではない。 について推論しうるという特権を持っている。 の例に即するならば、 証法においてはそもそも、 「例証」としての paradeigma は類似性をとおして他の諸事例と水平的に関係する。この事態は、「〔類=全 護衛隊を要求する人は、暴君になろうという下心を持っている、という一般命題の是非は問題とな 事例PおよびQが下属する「類」ないし「普遍」はそれ自体として主題化されることがない。 ただし、事例Pはあくまでも他の事例と同様に「同一の類に下属する」ので ア

びる。この意味において、それは「範例」と訳すのがふさわしい(ユ)。多少議論を先取りするならば、カントの『判断力批判』 かりを与えるような特権的にして典型的な事例であり、このようにして個別的でありつつある種の普遍性ないし一般性を帯 して「普遍」それ自体ではないが、しかし任意の事例ではなく、明証性を帯び、かつ他の諸事例について推論する際の手が の概念として積極的に用いるのは後者の意味における paradeigma である。「例証法」において用いられる paradeigma は、 は、「範例」としての paradeigma の系譜に属する。 このように、paradeigma という語はアリストテレスにおいても「範型」と「実例」という二つの意味を持つが、 彼が自ら けっ

#### ||) exemplar → exemplun

よく知られているように、 ギリシア語の paradeigma がいかにしてラテン語圏にもたらされたのか、この点について簡単に触れておこう。 (53C まで) ならびに註解 プラトン哲学はカルキディウス (以下では『ティマイオス訳と註解』と記す)をとおして、中世ラテン世界へと伝わ (四世紀から五世紀初頭) による『ティマイオス』 のラテン語

従って、 paradeigma という概念の系譜をたどる作業にとって、 カルキディウスによる『ティマイオス』のラテン語訳は

きわめて重要な位置を占める。

1 のように記している(ちなみに、たとえば 30.17 とあるのは、この版本の三○頁一七行目のことである。[] によって、プラ 者ヴァスツィンクは、 が公刊されており、右の通説はこの校訂版に遡る。この書の「翻訳部分への索引(Indicis ad translationem)」において、 くない。『ティマイオス訳と註解』に関しては、オランダの古典学者ヴァスツィンクによって四三六頁に及ぶ批判的校訂版 ンの原典箇所、 カルキディウスは paradeigma というギリシア語に exemplar というラテン語を充てたとされているが、この通説 ⑴ およびカルキディウスの訳の一部を補った)。 プラトンの原文における paradeigma がいかなるラテン語によって翻訳されているのかについて、 は 正 次 編

animaduerterit ...] 22.1 [=29B: sunt imaginis exemplique naturae] 23.22 [=31A: quoniam iuxta exemplum formatus est] 29.21 (Calcidius, 372) [=37C: ad exemplum eius aemulae similitudinis ...] 30.16 indicium 16.3 [=24A: fors enim multa reperies indicia germanitatis exemplaris eminentiae] exemplum 21.1,13 [=28A: exempli similitudinem atque aemulationem / ad cuius modi exemplum paradeigma archetypus 30.17 [=38C: archetypus quippe omni aeuo semper existens est, ...] exemplar (an adj. -aris?) 46.14 [=48E:

paradeigmatos eidos hypotethen, noêton kai aei kata tauta on(「範型の種として仮定され、可知的であって、常に存在するもの」) exemplar という語によって訳されていると判定している箇所(プラトンの原典では 48E)である。 exemplar と indicium はそれぞれ一回、 す なわち、 ヴァスツィンクによれば、 exemplum は五回用いられている。ここで取り上げたいのは、 paradeigma というギリシア語には四つのラテン語が対応しており、archetypus と カルキディウスは、 ヴァスツィンクが

exemplar という名詞は翻訳部分においては paradeigma の訳語として用いられてはいない(そもそも exemplar という名詞形 exemplaris を exemplar の属格とみなしている(ただし同時に形容詞 exemplaris の可能性もある、としている)が り自由に)訳している。おそらくカルキディウスは paradeigma という語を indicium germanitatis(「類似する事例」)という 今ここで見出すであろう」(24A)、という原文を、カルキディウスは fors ... multa reperies indicia germanitatis と(ここもかな とに注意しよう。これはプラトンが paradeigma という語を唯一「範型」という意味にではなく「事例」「実例」の意味に用 という名詞は exemplum ないし archetypus という名詞と並んで、ギリシア語の paradeigma(範型)に対応する術語となった。 カルキディウス自身、"ideae et exemplaria" といった表現を用いており(Calcidius, 265,15)、カルキディウスが exemplaria と はこの翻訳部分には現れない)。この点で従来の通説は誤りといえる。ただし、『ティマイオス』への註解部分においては、 従って、 というギリシア語を、 いた箇所に相当する(プラトンの原典では 24A)。「あなたたちの所にかつてあった法律の多くの paradeigma を、 いう名詞形を「範型」という意味合いで用いていることも事実である。このようにして中世ラテン世界において、 で exemplaris は eminentia に係る形容詞ととり、 語で表そうとしたのであろう。paradeigma という語の二義性は、カルキディウスによるラテン語の翻訳では回避されてい なお、ここでヴァスツィンクが paradeigma というギリシアに対応するラテン語としてさらに indicium に言及しているこ この箇所は「永遠で、生成を欠き、範型的卓越性を備えたもの」と訳すべきである(🕫)。ここから明らかなように、 かなり自由に perpetuum carens generatione exemplaris eminentiae と訳している。ヴァスツィンクはこの exemplaris eminentiae を「記述的属格」とみなさなくては、意味が通じない exemplar あなたは

exemplar, original という一つの語義に、また exemplum を II. A. An imitation, image, portrait taken from something および II. B. A () だが、このことは exemplar ないし exemplum という語それ自体に二義性が存在しない、ということを意味するものではな 現在 の一般的なラテン語辞書の Lewis Short は、 exemplar を大きく I. A transcript, copy および II. A pattern, model

る。

sample for imitation, instruction, proof, a pattern, model, original という一つの語義に分けている。 取り出されたもの」という意味を持つが(エン、右の二義性が生じるのは、 たして単なる一例であるのか、 「範型」と「実例」の意味を有する。これらの名詞は動詞 eximere の派生形であって、 それともこの母体を特徴づけ、 あるいは正当化する特権的な位置に立つのか、 この取り出されたものがもとの母体に対して、 すなわ (ある母体から ち、 という違い exemplar 果

トマス・アクィナス(一二二五頃―七四年)の用例に即してこの点を確認しておこう。 スコラ哲学は、この二義性を回避するために、 exemplar と exemplum を峻別する、という方途をとったといえる。 ここでは、

この後者の意味における理念を指す (前者の意味における理念は ratio と呼ばれる)。「理念は、ものの創造の原理 (principium 典型的な例を以下に挙げる。「神はあらゆるものの第一の範型的原因 意味に用いられる。そして、exemplaris という語はこの「範型」という意味における exemplar の形容詞形として用いられる。 factionis rerum) であるかぎり、 在する」かぎりでの「形相」が「理念(idea)」と呼ばれるが(S. T. I, qu. 15, art. 1)、それは「ものの認識の原理」として理 まず、exemplar の典型的な用法を『神学大全』から引用する。ものに内在するのではなく、「ものそれ自体から離れて存 あるいは「ものの生成の原理」として理解されるかに応じて、二義的である(qu. 15, art. 3)。 exemplar と呼ぶことができる」 (ibid.)。すなわち、exemplar はプラトン的な「範型」という 〔範型因〕(prima causa exemplaris)である」(qu. 44 exemplar とは、

Liber 1, lectio 1)。これはアリストテレス『分析論後書』において「例証(paradeigma)」が論じられている箇所 るのではなく、 そこから帰結する帰納 他面、 exemplum に関しては、『アリストテレス「分析論後書」 個別から個別に至る。 (inductio) の代わりに、 -----例証とは不完全な帰納である」(Thomas Aquinas, In libros Posteriorum Analyticorum, 何がしかの例証 (exemplum) 註解』のうちに、 が用いられる。 次のような用法が見出される。 そこでは、 個別から普遍に至

71 a9-10) に対する註解である。

ごく僅かの例を見たにすぎないが、トマス・アクィナスが paradeigma の二義性を回避するために、exemplar を

exemplumを「実例」の意味に用いていることがわかる。

立つバウムガルテンおよびマイアーがこれらの概念をいかに捉えているのかである。 検討を主要課題とする本稿において、この点に立ち入る必要はない。むしろ、本稿にとって必要なことは、カントに直接先 におけるのとほぼ同様の規定が見出される (ミョ)。 だが、カントの『判断力批判』における exemplarisch という語についての つショーヴァン『理性的辞典ないし哲学的語彙集』(一六九二年)の項目 exemplar と exemplum では、トマス・アクィナス そして、こうした使い分けはその後広く受け入れられていたように思われる。たとえば後期スコラの代表的哲学事典の

次のように exemplar が定義されている。 カントが自らの講義の教科書として用いたことでも知られるバウムガルテンの『形而上学』(第四版、一七五七年)では、

causatum EXEMPLATUM [der Abdruck] (ectypon, copia) vocatur. EXEMPLAR quod non habet aliud, est ARCHETYPON [das EXEMPLAR [das Muster] est, cui simile intenditur, & causa impulsiva quum sit, est causa, quae exemplaris dicitur, eiusque

Urbild] (originale). (Met. § 346)

と呼ばれる。 それによって引き起こされたものは、exemplatum〔範型によって形作られるもの・模型〕(ectypon, copia, der Adruck) す原因(causa impulsiva)<sup>(2)</sup>であるので、exemplaris〔範型的〕と呼ばれる原因(causa quae exemplaris dicitur) exemplar (das Muster) 他の exemplar 〔範型〕を持たない exemplar 〔範型〕は、 〔範型〕とは、それに類似するものが意図して作られるところのものである。 原型(archetypon, originale, das Urbild)である」 それは引き起こ

るのは、 を持たない。 てはならなかったからである。 である。 れ るのは、 テンの論述からは、 ら 而 同 なぜならば、 あるい らである。 スコラ的伝統に依拠している。 ても継承されてい スコラ哲学にいう「ものの生成の原理」ないし「ものの創造の原理」としての「範型」という規定が、バウムガルテンによ は .じ階層に属する二つの事物の間に Muster と Kopie の関係が成り立つのであるから、Muster はもはや「範型」という意味 は判然としない。 人が Muster ないし Original および Kopie と呼ぶものを説明しうる。 は正当にも模倣されるべきかぎりで、 は、 exemplar と exemplatum が存在論的に階層を同じくするという事態である。「目的と手段に関する教説から、 後者はあくまでも個物であって、 なぜならば、 むしろ、 あえて訳すならば、 われわれは類似する仕方で振る舞うように、義務を負わされているからである」(Meier, I, \$ 272, S, 439 f.)  $^{(\Omega)}$ 。 「範型」から「模範」への平準化の傾向を示唆する。 るの バウムガルテンの exemplar と exemplatum が果たして存在論的に階層を異にするのか否かは、 本来「範型」とは、 単に多くの人がそれに類似する文体を得ようと試みたのみならず、また正当にもそのように試みなく が わかる。 ただし、ここにいう「範型」 同様に、キリストは Vorbild を残した、すなわち継承(Nachfolge)のための Muster を残した。 それは「模範」である。 また、 『形而上学』を祖述したマイアーの それに即して作られる個々の事物と、 exemplaris という形容詞を causa とともに用いる点においても、 時間的・空間的限定を受けるからである。バウムガルテンおよびマイアーの Muster と呼ばれる。キケロの文体は美しいラテン語の文体にとっての 「範型」と「模範」という訳し分けが可能であり、 が「形相」ないし「理念」 ……ある事物は、 『形而上学』(第一巻、 存在論的階梯を異にするが、 の位置に立つか否かは、 それが模倣されるかぎりで、 必ずしも明らかでは 存在論) バ この の論述が ウムガルテンは また必要であ この バウムガ ~示唆 われ な 箇 『形 1) 所 ゎ ル か

概念のゆえに、 推 論 Exempel に関しては、 (Exempelschlüsse, exemplum in ratiociniis) ⊥ 同じより高次の概念に属する他のより下位の概念に関して肯定ないし否定する」場合の推論として規定され カントが 論理学講義において教科書として用いたマイアー が、 「より下位の概念に関して肯定ないし否定する事柄を、 『論理学要綱』 では、 Exempel に そのより上位 よる

スの が、「そのより上位の概念のゆえに」という限定を付すのは、このこととかかわる。このマイアーの規定は、アリストテレ する概念が上位 この推論が成り立つのは、 「例証」としての paradeigma に従う。 (Meier, Auszug, § 401)。概念における上位・下位とは、類・種・個の系列にかかわるものであり、 概念Qに関する肯定ないし否定判断から概念Rに関する肯定ないし否定判断を推論することを意味する。 他の概念に包摂される概念が下位と呼ばれる。 概念Qと概念Rに共通の規定、 すなわち概念Pを媒介とすることによってである。 Exempel による推論とは、 ある概念Pに概念QとRが包摂 他の概念を包摂 ただ

# (三)Exempel としての Muster ――ヴォルフ学派の倫理学の系譜 ―

二義性に応じて paradeigma という語に exemplar と exemplum という二つの語が充てられたこと、また形容詞の exemeplaris Ŧi. 用いたバウムガルテンの『哲学的倫理学』(第三版、一七六三年)、ならびにそれを祖述したマイアーの『哲学的倫理学』(全 本節(三)ではまず、倫理学の文脈に即してこの点を明らかにしよう。検討するのは、 は「範型」という意味における exemplar にかかわること、さらに、カントに直接先立つバウムガルテンならびにマイアー 0 以上の考察から、ギリシア語の paradeigma には「範型」と「実例」という二つの意味があるが、ラテン世界では、 『形而上学』において、exemplarは「範型」から「模範」へとその意味を変えつつあることが明らかとなった。 ウムガルテンおよびマイアーにおける「範型」から「模範」への平準化の傾向は、二つの点で確証することができる。 一七五三―六一年)である。 カントが倫理学講義の教科書として

為するこれらの人々の exemplaris〔実例的〕な原因である。従って、他の人々に敬虔な exemplum〔実例〕を指示する 「他の人々に exemplum〔実例〕を指示する(誰かに模倣 ウムガルテンは、宗教を広める敬虔な行為を主題とする『哲学的倫理学』第一三三節において、 (Nachahmung)のための Beispiel〔実例〕 として役立つ)人は、 次のように記してい 他

る。 な原因 として用いられていることである。これは伝統的な causa exemplaris の意味から逸脱するが、それはバウムガルテンの議論 ある特定の行為のことである。 た『形而上学』(第三四六節)におけるように exemplar〔範型〕の形容詞形としてではなく、exemplum〔実例〕 の人々に敬虔な Beispiel その意味において、この行為は causa exemplarisと呼ばれる。ここで注意すべきは、 である」(Ethica philosophica, § 133) (云)。 ここで exemplum (Beispiel) と呼ばれているのは、 〔実例〕 その行為が他の人々にとって模範となるとき、それは他の人々の行為を引き起こす原因とな を与える)人は、これらの人々によって実行されるべき敬虔な行為の exemplaris exemplaris という語が、 他の人々が模範とすべき の形容詞形 先に検討 (実例

学』第三五二節である。ここでは exemplum に対応するドイツ語として、Beispiel のみならず Exempel および Muster der 同義に用いられている)。Musterと Exempel / Beispiel が同義であるということは、Muster がその意味を「範型」から「実例」 、模範としての)へと変えたことの証である。 この点をより明確に示しているのは、 〔継承のための模範〕といった語が用いられている(さらに、nachahmen〔模倣する〕という動詞も Nachfolge と バウムガルテンの『哲学的倫理学』第一三三節を祖述するマイアーの を特徴づける範型の平準化という事態に正確に対応する。

では、 Musterと Kopie の関係を論じる際の例として挙げられていたものである。 とキケロの文体の模倣はともに、 『哲学的倫理学』第九二節を祖述するものである ―― に目を向けるとき、マイアーの思考の特徴がより明瞭となる。ここ "哲学的倫理学』 第三五二節 「神の模倣 「キケロの模倣」が組み込まれている、ということである。 〈原像-模像〉 が 「文体においてキケロを模倣すること」と同一の文脈において論じられているが 関係として世界を捉えており、 (「敬虔な実例」) と密接に連関する第一九七節 先に本節(二)において検討したマイアーの そうした存在論的な枠組みのうちに、 「神は最も完全な Muster〔模範〕にして Beispiel そのことが示しているのは、 『形而上学』「存在論」 (「神の模倣」)(2) 倫理学上の ――これはバウムガルテン 第 マイアーが神を原点 神の模倣 (§ 197)′ 一七二節において、 神の模倣

ら模範への平準化と呼んだ事態の内実である。 ない。むしろ、神はその他の存在者と同一平面上に位置しつつ、〈原像 である」(& 197)、という一節から明らかなように、神はけっして「範型」としてその他の存在者と階層を異にするのでは –模像〉関係の原点に立つ。これこそ、先に範型か

## (四)古典的詩学の系譜における exemplar

考の系譜とは異なる(そして、従来の研究においてほとんど注目されることのなかった)系譜があることに気づかされる。 よう(特に留意すべき箇所には下線を引く)。 それは、詩学の系譜とも呼びうるものである。バウムガルテンの『美学』から、典型的な用例の見られる二つの節を引用し ところで、バウムガルテンの『美学』(一七五〇/五八年)を繙くとき、exemplar をめぐって、以上に検討した哲学的思

Hinc exercitium aestheticum majus est, ac plerumque videtur, exemplaria belissimorum auctorum

Nocturna versare manu, versare diurna, Hor. (\$ 56)

に取る(2)ことである』(ホラティウス)」 「従って、一般にそう思われている以上により大きな美的訓練とは、 見事な作者の exemplaria〔模範〕を『夜も昼も手

exempla saeculi cujusdam pristini ham expressa nescio cujus penicillo potissimum, sed ipsam rerum naturam, suique, quod vivit non inepta, quae fiat aliquibus minorum gentium ingeniis exemplar et originale, ... Non vitae humanae picturas jam arte factas, non ipsa secundum naturales pulcritudinis regulas cogitet, disponat, exprimat, quam ut caecus imitator sequatur archetypon. Tunc enim, Quae dives vena de cogitando, sibi jam probe perspecto, didicit olim et ipsa secum est meditata, veluti provisionaliter, nunc potius

#### saecul

Respicere exemplar vitae morumque iubebo

Doctum imitatorem, ac veras hinc ducere voces. (5) (§ 827)

を眺め、そこから真の声を引き出すようにと、私は学識ある〔訓練を積んだ〕模倣者に命じる』 てすでに作られた人間生活の絵画〔を眺めるの〕でもなく、またとりわけ誰かの筆によって描写されたかつての世紀の 小さな種族の天分〔の持ち主〕にとって exemplar〔模範〕にして originale〔源泉〕となるからである <sup>´zo</sup>'。……技術によっ 従うようにではなく、むしろ、自らが学び省察したものどもを、美の自然本性的〔=生得的〕 わば先を見通すような仕方で省察した〔としよう〕。今やこの者は、盲目の模倣者が archetypon〔聖典のごとき模範〕に 豊かな素質 表現すべきである。というのも、その時には、この豊かな素質〔の持ち主〕 〔実例〕〔を眺めるの〕でもなく、諸事物の自然本性と、自分の生きている世紀の『生活と風習の exemplar〔模範 〔の持ち主〕が、 思惟されるべき、そして自らがすでに正しく観察した事柄について、 は的確さを欠くことがなく、またより 諸規則に即して思考し、 かつて学び、自ら 配

度は、 こうした古典主義的訓練を前提としつつも、 じる箇所に属する。 いるのは、「フランス人」の模範、すなわちいわゆるフランス古典主義の作品である)(ショ)。これに対して、二つ目の引用文は、 である(バウムガルテンはそれをより一般化しつつ、ここでは「見事な作者の模範」と呼ぶが、彼が具体的に念頭に置いて (exemplum)」) を超え出ることができず、そのためにけっして「新しさ」を実現できない。それに対し、 初の引用文は、 「盲目の模倣者」にこそふさわしいであろう。「盲目の模倣者」は先行する作品によって描かれた事実 古典的な訓練を受けた者は、もはや先行する芸術家の目を通して作品を作るのではない。 いわゆる「ギリシア人の模範(exemplaria Graeca)」を称揚するホラティウスの古典主義を継承するもの いかにして「新しさの光 (lux novitatis)」(Aes. § 808) が可能となるのかを論 (すなわち「実 古典的な訓 そのような態

ると呼ばれるのは、そのためである。バウムガルテンはこのように議論を進めている。 を受けたものは、 の目で眺め、 そこから新たな作品を生み出すことができる。こうした者が後続の芸術家にとって「模範 自らの 「豊かな素質」に従いながら、自らの生きる世界の真の姿(すなわち「模範 (exemplar) \_) (exemplar)」であ を自ら

exemplar(ia) という語を自らの文脈に置き入れている 。ここにいう exemplar ないし exemplum とは何を意味するのか、こ ける exemplar 論をめぐる述語を駆使し、 の点についてより詳細に検討を加える必要がある。 原文に下線を引いた箇所 **(特に第八二七節)から明らかなように、ここでバウムガルテンは** また範型と実例との区別にも留意しつつ、 ホラティウスの詩学に出てくる 『形而上学』 第三四六節にお

重の意味に理解されていたからである(そして、第一の の自然本性であるのは、 の在り方 用例では後続の芸術家が範とすべき芸術家を、 うに、芸術 どまる exemplum と、 に至る手段として正当化される)。これに対して、exemplum とは、 バウムガルテンが詩人ないし芸術家を「学識ある 従って、exemplarとは、 (自然本性)を指す。模倣されるものがこのように、一方で古典的作品(ないし範とすべき芸術家)、 の営みは「模倣」することにある。このことと連関し、exemplarとはまずもって模倣に値するものを意味 ありうべき姿、 古典主義的芸術理論において模倣が、一方で〈古代人の模倣〉、他方で〈自然の模倣〉として、二 第五六節では古典的作品(具体的にはフランス古典主義の作品)を、第八二七節の一つ目 すなわち一種の理想像を示す exemplar とが対比されている。 同節の二つ目の用例では(先行する芸術家の目を通すことのない) 〔訓練を積んだ〕 〈古代人の模倣〉は、 模倣に値しない個々の実例を意味する。 模倣者(doctus imitator)」と呼んでいることが示すよ 第二の 〈自然の模倣〉というより困難な課題 事実の水準にと 他方で世界 世界の真

するならば、 ホラティウス=バウムガルテンにとっての exemplar とは、理想像という意味における「模範」にほかならないからである。 先に本節 バウムガルテンがホラティウスの伝統に則して exemplar という語を用いるとき、 において触れたように、「範型」と「模範」は存在論的に階層を異にする。「範型」 そこに と「模範\_ 「範型」の意味はない。 別 に即

を示していると指摘したが、『美学』の用例はこうした平準化をさらに推し進めているといえる。 先に本節 の末尾において、バウムガルテンの 『形而上学』に見られる用法が「範型」 から「模範」への平準化の傾向

#### (五)三批判書公刊前のカント

接続する仕方で三批判書を公刊する以前のカントの用例について一瞥を与えておこう。 次節以降、 カントの 『判断力批判』における exemplarisch という語の詳細な検討に移るが、 それに先立ち、 本節の議論と

() ものではないからである。 そのことが否定されるのか。 ウムガルテン こうした道徳的行為を実践しようと努力しなくてはならない」(Kant, XXVII, 333, 334)。ここで注目すべきは、 である。 模範(Muster)として用いられてはならない。……実例は模倣(Nachahmung) において〕実例 加える。 年の講義に関しては聴講者の比較的良質のノートが数多く残されている。ここでは、コリンズによるノートに即して検討を た実例が可能であることを示したとするならば、 わち善い行為の満たすべき規則それ自体を顧慮せずに、ただ他人の行った行為をその個別性において捉えているにすぎな カントはバウムガルテンの『哲学的倫理学』を教科書として倫理学講義を行ったが、一七七四/七五年ないし七六/七七 しかし、 行為の根拠は、 カントはバウムガルテンの『哲学的倫理学』第一三三節に対応する箇所において、次のように述べている。「〔宗教 そうであるからといって、実例の意義が否定されることにはならない。 (およびマイアー)とは異なって、 (Beispiel) は、われわれを鼓舞し (Aufmunterung)、われわれがそれを継承する (Nachfolge) のに役立つが 実例から導出されてはならず、規則から導出されなくてはならない。だが、もしも他人が、こうし 従って、 それは、実例とは個別的なものであって、けっして規則ないし根拠をその普遍性において示す 実例としてのある行為を模倣する者は、 実例を模範として見なしてそれを模倣することを認めない点である。 われわれはこれらの他人の示す実例を継承し(ihrem Beispiel nachfolgen)、 なぜその行為が善いのか洞察することなく、 のためのものではなく、継承のためのもの 実例は、 般的な規則が実行可能であ カントがバ

な

こうした視点を導入することで、カントはバウムガルテン(およびマイアー)とは異なる独自な仕方で「実例」を捉えるい 例を継承」するには、実例から規則へ、規則から新たな行為 うした事態が、「実例を継承」することと呼ばれる。「実例を模倣」することが個別的な次元を離れないのとは異なり、 ることを示している。 たったといえる。 できない、などと言い逃れることができない。人はむしろ、 その際必要なことは、この個別的実例から一般的規則へと遡り、この一般的規則に則して自ら行為することである。こ 実例を目にするとき、人はもはや、そのような善い行為はそもそも不可能であって、 眼の前の実例によって、同様の善い行為を行うように鼓舞され (実例) へ、という個別と普遍との間の往還運動が必要である。 従って自分には 実

遍的規則の関係をめぐって、 で先取りしている点に求められるが、その点については本稿第三節で立ち返って論じる。 次節以降では『判断力批判』に目を移すことにする。『判断力批判』において「範例的」という術語は、 この一節の重要性は、「模倣」と「継承」とを区別する点で、『判断力批判』における「範例的独創性」 ある種の普遍性を帯びた個別的事例に関して用いられる。 従って、この用語法は、ごく一般的 0 個別的事例と普 議論をある意味

に述べるならば、 力批判』に固有な側面を捨象してはならない。その点を明らかにすることが以下二節の課題である。 アリストテレスの例証、ないしバウムガルテン・マイアーの模範の系譜にあるといえる。 ただし、『判断

## 第二節 『判断力批判』における「範例的必然性」

びに天才論においてである。 カントが 判 断 力批判』 第 本節では前者に即して検討を加える。 部におい て「範例的」という術語を用いるのは、「美しいものの分析論」 の第四契機、 なら

#### 共通感官による判断の実例としての趣味判 断

趣味判断 の様相を扱う「第四契機」において、 カントは次のように論を進める。

然性は経験の一般性 るから、この必然性は規定された概念から導出されえず、 して見なされる判断に対してあらゆる人が賛同することの必然性である。美的判断は客観的な認識判断ではないのであ すなわち、この必然性は、〔それとして〕告知する(angeben)ことのできないある普遍的な規則の実例 .....この必然性は**、** 美しいものに関しては、それは適意と必然的関係を有する、と人々は考える。 (§ 18, V, 237) 美的判断において考えられる必然性として、単に範例的(exemplarisch)と呼ばれうるのみである。 (ある種の対象の美について判断があまねく一致するという)から推論することはなおさらできな それゆえに確然的(apodiktisch)ではない。 この必然性は特別なあり方をしている。 (Beispiel) と

性は個 この引用文の後半において、 規定された普遍的 もなければ、 々 の事例の 経験の一般性に基づくもの 積み重ねによるものであって、 な原理に基づく必然性であり、こうした普遍的な原理が個別的事例を規定する。これに対し、 カントは、 趣味判断の必然性は、 (これはけっして必然性を与えない) でもない、と主張する。 そのことによって真の意味における普遍的原理は生じえな 概念に基づく必然性(これをカントは apodiktish と呼ぶ) 確然性とは概念的 経験の一 般 で

る人が賛同すべきものと見なされるべきであるが、この規則は決して概念的に把捉することができない。 う語を用いている。 れ自体としては明示できず、 それでは、 趣味判断とはいかなる必然性を示すのか。 それは、 ただその実例が与えられるにすぎない。こうした事態を指すために、 一々の実例がそれとしては明示することのできない規則を具現する、という事態である(※)。 カントによれば、 趣味判断はある普遍的規則の実例として、 カントは すなわ 範例的 ち 規則

そ

い

うな五感 と呼ぶ (\$ 20, V, 237 f.)。「共通感官 (Gemeinsinn)」という述語に含まれる「感官 しかしそれにもかかわらず普遍妥当的に、何が気に入り、 それでは、 (としての「外官」) を意味するのではなく、ここでは感情を意味する。 この概念的に規定することのできない「普遍的規則」とは何か。「概念を通してではなくただ感情を通して、 何が気に入らないか、を規定する」原理をカントは (Sinn)」という語は、 通常理解されるよ

こうしてカントは次のように結論づける。

239) 共通感官は単なる理想的規範であって、それを前提することによって人は、この規範と合致する判断と、この判断にお また私は共通感官のゆえに私の趣味判断に範例的妥当性 いて表現されているある対象への適意とを、あらゆる人に対して正当にも規則とすることができるであろう」(§ 22, **V**, 致すべきである (sollen)、と語る。それゆえに、私は私の趣味判断を共通感官による判断の実例として告知し (angeben)、 共通感官は、 あらゆる人がわれわれの判断に一致するであろう、と語るのではなく、 (exemplarische Gültigkeit) を付与するのであるが、そうした あらゆる人がわれ われの 判断と

この意味において、 わる限り、 範」である。 元に閉ざされたものでない 共通感官は、 個々の趣味判断は普遍的な原理ないし規則を参照し、それとのかかわりにおいて下される。従って、ここには先 それとの関わりで(いわば反省的に)自らの趣味判断を下すのであって、 これに対し、 先の第一八節の言葉を用いれば「〔それとして〕告知することのできない普遍的な規則」として、「理想的 個々の趣味判断は「範例的」と呼ばれる。 個々人が下す個々の趣味判断は、「共通感官による判断 (そのように閉ざされた判断は「快適なもの」にかかわるにすぎいない)。「美しいもの」にか 人は「共通感官」という規範的原理をいわば参照軸とするこ [という規範的判断] 個々の趣味判断は決して個別性の次 の実例」

に七○年代の倫理学講義に即して明らかにしたのと同種の往還構造ないし反省構造ともいうべき事態が成り立つように思わ

### 包摂の規則の不在をめぐって

れる。

単に感覚可能な〔つまり、 与の対象を〕 保証はなく、 することのできないある普遍的な規則」(§ 18, V, 237)であって、「無規定的な理念」(§ 22, V, 239)にとどまるために、 この規則に適っているか否かを容易に判定することができる。これに対し、共通感官とはあくまでも「〔それとして〕 に実際に下される趣味判断がこの規則を参照しているにせよ、その趣味判断が実際にこの規則に適っているという客観的 18, V, 237)ものであることとかかわる。 ただし、ここからは趣味判断に固有の困難が帰結する。 包摂するのに対し、 従って個々の判断は相互に対立したものでありうる。「われわれは論理的判断力においては概念のもとに 共通感官に基づくために、 美的判断力においては、客観の表象された形式に関して相互に調和する構想力と悟性との 通常の認識判断であれば、 概念的に捉えることのできない〕 それは、この規則が「〔それとして〕告知することのできない」(% 規則が概念的に明示されるために、 関係のもとに 〔所与の対象を〕 個々の認識判断 一告知 包摂 分所 仮

に従えば、「悟性 る(ちなみに、 いに判断. を律する規則は存在しえない。 が所与の規則の下に立つか否かを区別する能力である」(KrV, A 132 / B 171)。 カントがここで展開している議論の背景として想起すべきは、『純粋理性批判』における判断力と規則をめぐる議論であ 力が必要となる、 『判断力批判』序文にも同様の議論が認められる。cf. V, 169)。カントは次のように論を進める。 般が規則の能力として説明されるとすれば、 という具合に無限後退してしまうからである。この意味において、判断力は生得的な才能と呼ば というのも、 もしも包摂に関する規則が存在するとするならば、 判断力は規則の下に包摂する能力である、 もしもそうであるならば、 それを適用するためにさ すなわちあるも 判断力の包摂作

するために、

包摂はこの場合容易に誤りうる」(§ 38 Anm., V, 290 f.)。

6 用 0

ない。 則を指令しようとも、 れ という区別は、本質的な区別たりえず、判断力はいずれの場合も「誤りうる」というべきではないのか。 が所与の対象を「概念のもとに包摂する」のか、それとも「構想力と悟性との単に感覚可能な関係のもとに包摂する」のか、 判断力はまたいわゆる生まれながらの機知という特殊なものであって、 ·規則を正 だが、 しく用いる能力は生徒自身に属していなくてはならず、 いかなる規則も、 もしもそうであるならば、 生徒がこうした自然の才能を欠いている場合には、 カントが『判断力批判』第三八節で示している区別、 人が生徒に正しく用いることができるように規 その欠如はいかなる学校も補うことができ 誤用の危険から自由ではない すなわち、

象を「概念のもとに包摂する」場合と、「構想力と悟性との単に感覚可能な関係のもとに包摂する」場合とを峻別すること 例それ自体が純粋悟性概念によって示されるとするならば、カントが『判断力批判』第三八節において、 時に「この規則が適用されるべき事例を示しうる」ことを明らかにするのが、 0 それが純粋悟性概念において与えられる規則 するのは彼の最終的な立場ではなく、むしろ、「一般論理学」の限界を強調するためである(ヨ)。「超越論的哲学の独自性は、 に 規則 は十分な理由があるといえる。 この疑問に対しては、 が適用されるべき事例を示しうる点にある」(A 135 / B 174)。 カントの『純粋理性批判』の議論それ自体が答えを与えてくれる。 (ないしむしろ規則のための普遍的条件) のほかに、同時にアプリオリに、 純粋悟性概念が、 いわゆる図式論である。 単なる規則であるにとどまらず、 カントが判断力の生得性を強調 規則の適用される事 判断力が所与の対 同

通感官の 〔快適なものについての判断におけるのと〕 理念に関係づける 自らの判断 かどうかは、 すなわち趣味判断の場合、 (美しいものについての) 不確実でありうる」(\$ 8, V, 216)。そのため、「反省趣味は、 (darauf beziehen)」にしても、果たして「実際にこの理念に即して判断している 人は容易に包摂に関して誤りうる、すなわち、 同様に極めてしばしば却下される」(§8, V, 214) ということが生じる。こうし があらゆる人に対して普遍的に妥当することへの自らの要求に関して、 人は自らの趣味判断 〔事実問題に関しては〕 英

た問題に対してカントはいかに対処するの

ある 則」「法則」)とその「適用」の関係に相当し、 いう〈権利問題〉は、 から独立であって、後者における過誤は前者の妥当性を何ら損なわない。すなわち、前者と後者の関係は「原理」(ないし「規 カントは答えは次のとおりである。 (§ 8, V, 214; § 38, V, 290 Anm.; § 38 Anm., V, 290 f.)° 人が「実際にこの理念に即して判断している(dieser Idee gemäß urteilen)かどうか」という〈事実問題) 人が自らの趣味判断を「この 適用の誤りは原理の正しさを揺るがすものではない。これがカントの解決で 〔共通感官の〕 理念に関係づける(darauf beziehen)」と

#### (三) 原理と適用の関係

とを峻別することができるのであろうか。 を措いて「原理」を捉えることはできない。カントが趣味判断に関して「範例的」という術語を用いるのはこの意味におい 主題として取り上げることはできない。あえて「原理」を捉えようとするならば、個々の趣味判断によるほかはなく、「適用 理」は「〔それとして〕告知することのできない」もの、つまり「無規定的」なものであり、そのため、「原理」それ自体を として分けて、「適用」に先立って「原理」それ自体を問題とすることができる。ところが、趣味判断の場合には、この ことである。認識判断の場合であれば、人は「原理」を概念的に明示しうるのであるから、「原理」とその「適用」を事柄 ただし、ここで注意すべきは、「原理」とその「適用」の関係が、趣味判断にあってはある独自なあり方を示す、 だが、もしもそうだとするならば、いかにして個々の趣味判断(という〈事実問題〉)と原理(という〈権利問題〉) という 原

ける」ことによって、 るかどうかは、不確実」である。このことは、現実に下される趣味判断が実際には「範例的」と呼ばれるに値しないもの おそらく次のように解釈することができる。 同時に自らの判断が「範例的」であると見なす 先に見たように、 人は誰もみな自分の趣味判断を共通感官の理 (思いなす) が、「実際にこの理念に即して判断して 念に 関

1)

れた個 個 完全に一致させることはできないからである。 えいいうる。 でありうることを意味する。 々の趣味判断 々の趣味判断が実際には というのも、 (〈事実問題〉)は、「理想的規範」としての原理 共通感官とは いや、より正確に言うならば、現実に下される趣味判断はそもそも「範例的」ではない、 「範例的」ではなく、 「理想的規範」(§ 22, V, 239)であって、 従って、 相互に対立するという事態である。 現実に認められるのは、 (〈権利問題〉)から峻別されることになる。 判断者自身によって「範例的」と思い 誰も自らの判断をこの このようにして、 理想 実際に下される 的規範」と とさ なさ

断力がより鋭くなったとき……、 程を通して、 るいはより正しく)捉えることへと向けられている。「原理」を正しく(あるいはより正しく) 「人が自らの判定に偶然的な仕方で付随する制約を捨象すること」のうちに存する(\$ 40, V, 294; cf. \$ 38, V, 290 Anm.) るものを人が可能な限り除去し、ただただ自己の表象ないし表象状態の形式的特質にのみ注意を向けること」をとおして、 練 会いは、 判断に徒に従ってはならない。それは趣味判断の他律につながるからである。だが、 断に関して疑念を抱かせる(bedenklich machen)」こととなろう(🖇 33, V, 284)。むろんその場合も、 に関して、 しく(あるいはより正しく)「適用」することとは、 カントの趣味論に見られる「範例的」という述語は、「原理」と「適用」とが表裏一体であることを意味しつつ、 は、 それは、 「原理」を正しく(あるいはより正しく)「適用」することに向けられているとともに、同時に「原理」を正しく(あ 自らの判断力を鋭くするよう訓練する機縁となるであろう。カント自身、「〔人は〕訓練(Ausübung) しばしば却下される」(§8, V, 214) のを経験するのであるから、こうした事態はわれわれに「われ われわれは「自らの判断 原理をより正しく具現化し、共通感官という「理想的規範」に一歩一歩接近することができる。 第三八節註、 および第四○節の議論を参照するならば、「表象状態において質料〔実質〕、すなわち感覚であ かつての〔誤った趣味〕判断から自発的に離れる」(§ 32, V, 282)、と述べている。この (美しいものについての) があらゆる人に対して普遍的に妥当することへの自らの要求 表裏一体の事態である。こうして人々は原理をより正しく適用する過 自分の判断と異なる他者の判断との 捉えることと「原理」 われわれは他者の趣 われ自身の を通して判 同時に 訓 出 味 判

原 一の規範性を確保する、 というきわめて独自な理論構成の要をなすものである。

#### 第三節 『判断力批判』における「範例的独創性」

訳文ではそれぞれ は 「範例的独創性」という概念である(天才論において exemplarisch と musterhaft という二つの語は同義に用 カントの趣味論の中核に「範例的必然性」という概念があるとすれば、 「範例的」「模範的」と訳し分けるが、本文では「範例的」に統一する)(ヨ)。 カントの天才論ないし芸術論の中核に位置するの いられている。

易ではないことの理由は、この概念がいくつもの次元を含んでいるにもかかわらず、カント自身、 して)すべて列挙することから始めよう。 て論じてはいないことにある。そこで、多少迂遠ではあるが、まずこれら五つの箇所を 『判断力批判』が範例的独創性について論じているのは、五箇所においてであるが ⑷、 (『判断力批判』 範例的独創性 それらを明確に分節化し 0 の概 議 念の理 論 0 順序に即

が

①「人々が古代人の作品を正当にも模範 例(Vorgang)を通して法則を与える作家たちの中での貴族のようにみなして、古典的 な作者 を自己自身のうちに求め、 先行する人々が自らのやり方を通して〔後続する〕他の人々に手がかりを与えることで、〔後続する〕 趣味のアポステリオリな源泉を示し、いかなる主観においても趣味の自律を否定するように見える。……だが、このよう の人々が (ein exemplarischer Urheber)の所産が他の人々に及ぼしうるあらゆる影響を正しく表現する言葉は、 個々の主観に先行するといっても、それは後続の人々を単なる模倣者(Nachahmer)にするためではなく、 このようにして自己自身の、 〔範例〕(Muster)として称賛し、これらの作品の著者を、 しばしばより良き道を歩むことができるためである。 (klassisch) と呼んでいることは 民衆に対して自らの先 他の人々が諸原理 先例にかか

範例的な作者自身が汲んだのと同じ源泉 (dieselben Quellen) から汲み、その際の振る舞い方だけを自らの先行者 (Vorgänger) わる継承 (Nachfolge)であって、模倣 (Nachahmung) ではない。このこと〔すなわち継承という事態〕 が意味するのは、

から学び取る、ということである」(⋄32, V, 282, 283)

- 2 Unsinn)というものも存在しうるのであるから、天才の所産は同時に模範(Muster)、つまり範例的 の役に立つ、すなわち〔自分の作品の〕判定のための基準ないし規則の役に立つのでなくてはならない」(& 46, V, 308) くてはならない。従って、天才の所産は、それ自体が模倣によって生じることはないとはいえ、 独創性 (Originalität) が天才の第一の特性でなくてはならない。 〔しかるに〕 第二に、 独創的 他の人々にとっては模倣 な無意味 (exemplarisch)
- ③「〔芸術における〕伎倆(Geschicklichkeit)は の人に天賦の才能を与え (begaben)、その人は、自らが意識している才能を同様の仕方で働かせるためにただ実例 (Beispiel) 人に自然の手によって直接与えられ(erteilen)なくてはならないために、その人とともに滅びるが、やがて自然が再び別 〔=範例的な芸術作品〕のみを必要とする」(§ 47, V, 309) 〔ある天才から別の天才へと〕伝達(mitteilen)されることがなく、 個々の
- ④「自然の才が技術(美しい技術〔=芸術〕としての)に規則を与えなくてはならないのであるから、それでは一体この規 ない。 継承のための模範として役立たせること〕がいかにして可能なのか、それを説明することは困難である〔が、次のように めの模範 に即して自己自身の才能を試すことができるが、しかしそれは、 則はいかなるものか。それは、 というのも、 (Muster nicht der Nachahmung, sondern der Nachfolge) として役立たせるためである。このこと〔=天才の所産を から引き出され(abstrahieren)なくてはならず、他の〔すなわち後続する〕人々はこの〔先行する〕 所産 〔自然の才によって与えられる〕規則は〔先行する天才の〕所為(Tat)から、すなわち所産 さもないと美しいものについての判断は概念によって規定可能なものとなってしまうからである。そ 決してある公式(Formel)に書き上げられて指令(Vorschrift)として役立つことはありえ かの所産を模倣のための模範としてではなく、

術の分野において)。さらにまた後者〔すなわち言語芸術〕においても、 考えることができよう〕。芸術家の諸理念 古代語において書かれた模範のみが古典的となりうる」(\$ 47, V, 309-10) の伝導手段であって、 に同様の諸理念を喚起する。 である芸術家の心の諸 それ〔すなわち、芸術を後代に伝えること〕は単なる記述によっては生じえない 力の釣り合いと 従って、美しい技術 同様の心の諸力の釣り合いを与えたのであれば、 [=芸術家が作り出す諸理念] は、もしも自然がこの芸術家の弟子に対して 〔=芸術〕 の模範は、 美しい技術 〔=芸術〕を後代に伝えるための唯 現在はただ学術語として保存されている死せる 〔その所産を介して〕 (とりわけ言語芸 かの弟子

⑤「天才とは、自らの認識諸能力を自由に使用する際の主観の自然の才の模範的独創性 Nachahmung ..., sondern der Nachfolge)であって、他の天才はこれ〔すなわち先行する天才の所産〕を通して、自らに固 ち主にとって、〔こうした持ち主の実践する〕美しい技術〔=芸術〕は したものは稀なる現象とみなされなくてはならないために、天才の〔作り出した〕実例〔としての芸術作品〕 新たな規則を獲得し、このことによってこの才能は模範的として示される。しかるに、天才は自然の寵児であって、 であって、作品の精神をなしているところのものが失われてしまうからである)、継承のための実例(Beispiel nicht dei 他の天才にとって、模倣のための実例ではなく(というのも、もしもそうであるとすれば、この所産においてまさに天才 このようにして、天才の所産は から引き出しえた限りでの規則に従う方法的指導 )独創性の感情へと呼び覚まされ、技術において規則からの自由を実践するが、その結果、技術はそのことを通して自ら 脳の持ち主に対しては流派 (この所産において、 (Schule) を生み出す、すなわちこの精神の所産 (Geistesprodukt) とその所産の (methodische Unterweisung) を生み出す。 可能な習得や習練にではなく、天才に帰されるべきものに関して) 〔継承ではなく〕、自然が天才を通して規則を与え (musterhafte Originalität) その限りで、 立派な頭脳の持 は他の立派 である。 独自性

(※ 49, V, 318)

に立ち返って検討を加えることにする(3)。 『判断力批判』に固有な点も捨象してはならない。 とりわけ①、 『判断力批判』の範例性の議論の淵源が七○年代の倫理学講義にあることを示唆するように思われる。 £. で検討したカントの倫理学講義(一七七四/七五年ないし七六/七七年)に連なるものであり、 ⑤が明確に示すように、 『判断力批判』のカントは「継承」と「模倣」とを区別するが、この区別は先 それは、 とりわけ 「規則」の在り方にかかわるが、この点については後 そのことは とはいえ、

例 例的な芸術作品を介して、それを生み出した「作者」(芸術家)ないしその「才能」もまた範例的と呼ばれる。 では「独創性」ないし「才能」に、さらに②では「天才の所産」にあてがわれているが、③と⑤における「実例」という語 が「天才の所産」を指していることからも示されるように、本来的に範例的・模範的であるのは芸術作品であって、この範 :的独創性という概念をとおして主題とするのは、芸術作品を介しての芸術家同士の関係である。 範例的ないし模範的(以下本文では「模範的」に統一する)という形容詞は、①では 「作者」(すなわち芸術家) カントが に (5)

け⑤に見られるように、カントは「規則」 る「規則」に基づいているからであるが、芸術家相互の関係においてこの ところで、「範例的」ないし「模範的」という形容詞が芸術作品に付されるのは、天才の創作が天才の「自然」 の働き方の相違に応じて、芸術作品の範例性を次の二つの場合に区別している。 規則 の働き方は決して一様ではない。 に由来す

#### 一)天才同士の関係

な理解を困難にしてきた大きな理由の一つである)。 という概念が初めて提起されるこの箇所においてカントが範例的独創性のごく一部しか論じていないのは、 「模倣」という語のみが用いられており、 は、天才同士の関係にかかわる。この点が最も詳しく論じられているのは、 「継承」とかかわる天才同 士の関係について全く触れられ ④と<br />
⑤においてである<br />
(そして②では、 ていな この概念の正 範例的 独創 性

と明言する。こうした継承について、 カントは④において、 「芸術作品」 は芸術がある芸術家Aから別の芸術家Bへと「継承」されるための カント自身、 「これがいかにして可能であるのかは説明するのが難しい」(§ 47, V 「模範」 である、

318)、と指摘しているが、

おおよそ次のように理解することができる。

よって、 を生まれつき持たないならば、 0 して独りでに発揮されるのではないということである。すなわち、芸術家はそのような才能を生まれつき有していることに あり、「心の諸力の自由な躍動 う「同一の源泉」(①)による「自然の才」とは、換言すれば、芸術家にふさわしい「心の諸力の釣り合い」(④) 影響がなくてはならない。 天才は「稀なる現象」(⑤)であって、この才能は「自然の手によって直接与えられ」(③)なくてはならない。 直ちに天才的な独創的芸術家になれるのではない。天才的な芸術家が誕生するためには、 人はけっして天才的な芸術家にはなれない。とはいえ、重要な点は、この「自然の才」がけっ (ein freier Schwung der Gemütskräfte)」(§ 48, V, 312)などとも呼ばれる。こうした「自然の才」 他の芸術家によるある種 自然とい

的 れるものとして、その作品のうちにいわば具現化している。従って、 しうるものではないからである。むしろ、芸術にとっての十分条件をなす規則とは、その都度「自然の才」によって与えら を受け取る、ということではない。というのも、こうした規則は、 の、学習可能なものであるが、 規則を通してではなく、 芸術家Aが後続の芸術家Bに対して影響を与える、ということは、決して芸術家Bが先行する芸術家Aから「一定の規則 まさに前者の創作した作品αそれ自体を通して生じるほかはない。 芸術にとっての十分条件をなす「規則」は、決して個々の作品を離れてそれ自体として規定 いわば個々の作品を離れてそれ自体として規定しうるも ある芸術家Aから別の芸術家Bへの影響関係は、

覚めさせるための「模範として役立」つ限りにおいて(④)、「範例的」と呼ばれる。 感情へと呼び覚まされる」 カントによれば、こうした影響関係は後続の芸術家Bが先行する芸術家Aの芸術作品αを介して「自らに固 (⑤) ところにある。芸術家Aの手になる芸術作品 aは、 それが他の芸術家B 従って、 範例的作品をとおしての芸術 0 独創 有 的才能 0 |独創| 性

を趣味論から区別する大きな要因がある(35)。 とする芸術において、その継承はその都度「新たな規則」を生み出すという仕方で断続性を帯びる。ここにカントの芸術論 普遍的な規則」は、変化を免れた「理想的規範」と規定されていた(§ 22, V, 239)。これに対して、「範例的独創性」を特徴 節で見たように、趣味判断を特徴づける「範例的必然性」は、 とる。ここで重要なのは、こうした過程をとおして「技術」がその都度「自ら新たな規則を獲得」(⑤)する点である。 こうした自由の可能性を自ら自覚つつ、自らもまた「技術において 0 のできないある普遍的な規則の実例(Beispiel)」であることを意味しており(◈ 18, V, 237)、趣味判断を可能とする「ある βを作る、するとまた、芸術家Bはその芸術作品βをとおして他の芸術家Cの独創的才能を目覚めさせる、 継承は、 後続の芸術家Bが先行する芸術家Aの創作した芸術作品aのうちに、一定の規則から自由な制作実践を見て取り、 個々の趣味判断が「〔それとして〕告知する 〔一定の〕 規則からの自由を実践」(④) といった過程を (angeben) いむ して芸術作品 前

た仕方で歴史的に順序だっているわけではなく、遠い過去の作品が時を超えて新たに独創的才能を呼び覚ますこともあろう。 ここでは過去もまた現在の一員をなしているのである。 なお、こうした独創性の伝播は、 作品が存続する限りにおいて、 決して $A \rightarrow B \rightarrow C \cdots$  (ないし $\alpha \rightarrow \beta \rightarrow \gamma \cdots$ )

#### 二) 流派の成立

0 影響は、 に 点について指摘しているのが②、 今検討した芸術 独創的な天才をもった芸術家とは「稀なる現象」(⑤)であり、そのために一般的にいうならば、 その作品をとおして別の独創的芸術家Bの才能を呼び覚ます点にではなく、 の継 承のあり方は、 および⑤の後半である(ちなみに②においては独創的な天才相互の関係は主題とされて 独創的な天才をもった芸術家間にのみ可能なものである。 流派の成立という点に認められる。こ だが、 独創的な芸術家Aの カントが 認めるよう

1)

れるのではなく、単に「模倣」されるにすぎない。 た限りでの むろん、本来的には、芸術はこのような規則によって律せられることがない。それゆえに、 るのは、 目覚めることなく、むしろ、独創的な芸術家の作品から「規則」を取り出して、それを「方法的指導」にまで方法化する 流派とは、 この流派の創始者の周りに集まる芸術家に独創性が欠けている点にある。 (soweit ... hat ziehen können)」という慎重な表現を用いているのであろう。 一人の範例的独創性を有する芸術家の周りにできあがるが、これが先の独創的な芸術家間の芸術の継承と異な 流派に属する芸術家は、 流派においては、芸術は カントは「引き出すことができ 自己の独創性に 「継承」さ 5

カントは独創的芸術家の数の少なさのゆえに、こうした流派の存在を決して否定するのではない。だが、 その際彼は次の

ような警告を発している。

かし、 似 誤りにとどまる。 大胆さ、あるいはそもそも一般的規則(gemiene Regel)からの幾多の逸脱は、なるほど天才には相応しいとはい ができない、という理由のみによって畸形として許さざるをえなかったものにいたるまで模作するならば、 (Geistesschwung) "だが、もしも弟子がすべてを模作(nachmachen)する、すなわち天才が、理念を弱めることなくしては取り去ること (Nachäffung) となる。〔こうした畸形を許す〕勇気は、ただ天才にとってのみ功績である。表現におけるある種の それは決して模倣に値するもの の模倣し難いものは、びくびくした慎重さによって害されるであろうからである」(%49, V, 318) こうした誤りを犯すことは天才にのみにいわば許された特権である。 (nachahmungswürdig) ではなく、それ自体としては取り除くように努力すべき 実際、この天才の精神の躍 模倣は猿真

を含む。これは、 すでに見たように、 芸術家が自己の独創性を完全に発揮するためには許されるべき事態であり、 独創的芸術家は一定の規則に縛られない。 それゆえに、 その作品は 「一般的規則からの幾多の 般に 〈詩的許容

licence)〉と呼ばれる。

のは、 独創性を欠いた人はむしろ流派における「方法的指導」(⑤)に従って創作すべきである。 ぜなら、こうした「逸脱」はそれ自体としては「一般的規則」にそぐわない「誤り」だからである。この逸脱が許容される だが、こうした独創性を欠いた人が独創的な作品を模倣しようとして、こうした逸脱まで模倣することは許されない。 独創的な芸術家が自らの 「精神の飛躍」(創造的衝動)によって逸脱した創作へと駆り立てられる場合にすぎない。 な

カントは次のように続けている。

だが、こうした誤りからはさらに別の誤りが生じることになる。

あるような才能を持たないにもかかわらず、模倣者たちから可能な限り自らを遠ざけるための、単なる独自性 (Eigentümlichkeit, Originalität)の猿真似である」(§ 49, V, 318 わざとらしい技巧 〔気取り〕 (Manierieren) は、 別の種類の猿真似である、 すなわち、 同時に模範的 (musterhaft) (独創性 で

追求することの誤りがここで指摘されている。 術家の自然の才に由来する一種の規則に基づいて範例的とならなくてはならないが、こうした範例性を欠いたまま独創性を 成り立つ。これは真の独創性の気取りにすぎない。模倣と対比される独創性は、 ここで指摘されている誤りは、 独創性を欠いた人が規則からの逸脱をそのまま是とし、 「独創的無意味」とならないためには、 あえて規則から逸脱するところに

以上が、カントの「範例的独創性」をめぐる議論の要点である。

芸術論において範例性は多数化する。さらに、カントによれば、芸術の規則は、一方で、個々の天才によっていわば断続し 例的」という語が用いられていても、趣味論における規範は共通感官という一なるものに収斂すべきものであるのに対して、 カントの芸術論=天才論においては、新たな規則の創出という趣味論には認められない論点がある。 そのため、 同じく「範

つつ展開するとともに、他方で、ある天才の周りにできあがる流派をとおして固定化される。 のみ注目するのではなく、 流派の存在にも目を配る点で、重層性を備えている。 カントの芸術論は、 単に天才

カントは演繹論において範例的作者の必要性について論じた直後において、すなわち①に続く一節において、

次のように述べている。

に

趣味はこうした実例を通して、再び粗野となって野蛮な最初の試みのうちに逆戻ることから免れるのである」(\$ 32, V, のの実例を必要とする。というのも、趣味の判断は概念や指令によって規定することができないからである。そして、 「しかるに、あらゆる能力と才能のうちで趣味こそは、文化の進展を通じて最も長い間称賛のうちに維持されてきたも

283)

う趣味判断の特質が、 とはできないが、 味の主観的な原理をいわば客観的な基準によって補強するためである。この客観的な基準は、 力の形式的・主観的条件に基づく)にあることを明らかにしたが、演繹論においてカントが古典的作品に言及するのは、 演繹論において初めて提起されたものである。「美しいものの分析論」は、 趣味もまた古典的作品という「実例」(ないし範例)を必要とするという主張は、「美しいものの分析論」には認められず、 しかし、 古典的作品という補助的原理を要請しているといえる。 趣味の原理が発揮されることを容易にする補助的原理として機能する。客観性を要求しないとい 趣味を可能にする原理が共通感官(これは判断 趣味の原理の代わりとなるこ

趣

## 第四節 二〇世紀後半における展開

紀後半に目を移し、ジャック・デリダ(一九三〇一二〇〇四年) 見すると対照的な二人の思想家のうちに、カントの議論の行方を探ることにしたい。 カントのこうした範例性をめぐる議論は、 その後どのように継承され、あるいは展開したのであろうか。ここでは二○世 およびユルゲン・ハーバーマース(一九二九年一)という

## (一) デリダのカント解釈における「事例」と「法則」

例(exemple)」の位置について独自な考察を展開している。 デリダはカントの 『判断力批判』を主題とする論考「パレルゴン」(一九七八年)において、『判断力批判』 における

関していえば、 から、 といった述語をとおしてさまざまな仕方で論じてきた事柄であるが、デリダは個々の芸術ジャンルにおける exemplarité の は独自である」(Derrida, 57)。exemplaritéとは、ある理念的なものの事例が事例として存在する様態のことである。 念性一般から、またその他の型の対象の理念性から区別しなくてはならない。さらに芸術に関していえば、 場合に書物の理念性(idealité)と呼ばれるであろうものは純粋ではない。高度に区別立てをする分析が、書物の理念性を理 ものとして、その内的構造に即して、そのさまざまな写し(copies)から独立なものとして、 する部 (exemplaire) (小説 デリダがまず指摘するのは、 書物の理念性を区別しなくてはならない。それぞれの場合において、(唯一の、あるいは多様の)exemplarité の構造 詩 その他) ここで扱われているのは「芸術の存在論」と呼ばれる理論が 〔印刷された個々の書物〕の感性的多様性と混同されてはならない。従って、書物という対象は、 の理念性から、 書物あるいは芸術作品に認められる独自な exemplarité の構造である。「書物は、 あるいは非言語的ないし非書物的な芸術対象 「志向的対象」、あるいは「タイプ―トークン」 (絵画、 彫刻、 自らを呈示する。 音楽、 その他 他の だが、 それの現存 種類の書物 の理念性 その その

構造についてこれ以上立ち入ることなく、『判断力批判』 の検討へと移る。

てはいないが、デリダの解釈は的確である。 (Kant, 179)' 節において、 後になってこの規則に辿り着くであろうが)場合にはいつでも、 をわれ とを可能にする。 与えられており、 普遍性へと遡り、 いうことを意味するのであるから、デリダはカントの範例性をめぐる議論を反省的判断力一般の問題圏へと引き戻している デリダは、 われが持ってはいない合目的性 と述べており、デリダはこの一節を踏まえて右のように記している。カントはここで「事例」という語を用 「特殊のみが与えられており、それに対して判断力が普遍を見出すべき場合には、 カントの ……芸術や人生において、あるいは、 戻らなくてはならない。そこでは事例 事例は、 「反省的判断力」について次のように記している。「反省的判断力は特殊なもののみを手に その事例としての単一性それ自体において(dans son unicité même d'exemple)、 (=いわゆる目的なき合目的性)を想定すべき (芸術との類推によれば、 事例がその単一性において法則の発見に寄与するとは、 カントによれば、 (それがわれわれにとってここでは重要である) 事例が先行する」(60)。カントは われわれが反省的判断力に取りかかり、 判断力は単に反省的である 『判断力批判』序論第四 事例が範例的であると 法則を発見するこ が法則に先取って わ しており、 その概念 れわれ

とを峻別する批判哲学に基づく趣味論) とえば作品 実例(Beispiele)による解明」 に支えられることで、「いわば歩行器 『から始める』(Derrida, 60)、と述べて、カント『判断力批判』の理論からすると周辺的ともいえる第一四節 その上でデリダは、 彫刻の衣服 (エルゴン) 事例が法則に先立つという言葉を『判断力批判』の解釈それ自体に適用しつつ、「私は [の部分]、 に「装飾 の読解に取りかかる。 (付属物 あるいは宮殿を囲む柱廊」など) (roulette) を例証し補強するものでなくてはならない。 〔パレルゴン〕)」として、すなわち「内的に」ではなく単に「外的に」属する に乗って進むような理論」(62)となるはずである。 デリダの戦略は明快である。カントにとって、自らの挙げる「実例」(た は自らの理論 (すなわち、 つまり、 カントの理論はこうした実例 形式と質料、 ちなみに、 ないし内 1) 一いくつかの くつか デリダが 0 事

例

画

例 事例はいわば法則を裏切るゆえに、 深淵を導入しうる」(Derrida, 92)。 つまり、 的動きとし、 を果たす事例〕 彫刻の衣服の部分を確定することが実質的に不可能であること)を指摘する。 る者はこの歩行器なしで済ますことはできない」(Kant, KrV, A134 / B173 f.)、という箇所を踏まえている。 たすことなく、むしろ判断力の働きを阻止すらする、ということである。このことを先の反省的判断力に適用するならば、 ける次の ここで「歩行器」 は範例性の構造を欠く、ということにほかならない(3)。 その微に入り細を穿つ解釈をとおして、 節 エルゴン〔作品〕 (les roulettes exemplaires) すなわち、 (すなわち幼児が歩く練習をするために用いる車) に言及しているのは、 「実例は判断力にとっての歩行器 からエネルギー〔エルゴンの働き〕を逸らせ、 事例からから法則へという移行は反省的判断力に対して閉ざされている、 は カントの挙げる事例という歩行器は、 〔判断力の〕 カントの挙げる「実例」がこうした役割を果たしていないこと(たとえば) 自然な動きを覆し、ぐらつかせ、 (Gängelwagen) であって、 生来の知恵 「事例的歩行器 判断力を補強するという本来の機能を果 判断力という生来の才能が欠けて それを傾けてパレルゴン 〔である判断力〕 カントの 〔判断力に対して歩行器の役 『純粋理性 の中に偶然性と ところが、デリ あるい 批 〔副次〕 は に 事 お

とって、 は 則 必然性」 問題とする とする『判断力批 カントは、 の実例として、 このデリダのカント解釈は、 を論じる際に「範例的」 「実例は判断力にとっての歩行器であって、 Þ 「事例」は、 実例 (ないし実例) あらゆる人が賛同すべきものと見なされるべきである、 .判』における範例性の議論を覆すだけの射程を持ってはいない。 (すなわち個々の趣味判断) カントが という語を用いつつも、 たしかにカントの議論の内的不整合性を鋭く暴き出すものではあるが、 と特徴づけるのは、 『判断力批判』において美しいものの事例として挙げるものであるが、 は 判断力の働きを補助する「歩行器」に甘んじるものではけっしてない 全く別の事柄を主題としている。 個々の趣味判断それ自体である。 判断力という生来の才能が欠けている者はこの歩行器なしで済ます というのがカントの主張であり、 その理由は二つある。 すなわち、 第二に、 趣味という反省的判断力に 趣味判断 しかし、 第一に、 カントが カントとデリ はある普遍的 本稿が デリダ 主題 が 規

に、 る判断力一般の特質に還元してしまう。そのことが、なぜデリダの議論がカントの範例性をめぐる議論に触れることがない た議論を考慮せず、『判断力批判』においてカントが初めて示した反省的判断力の独自な構造を『純粋理性批判』に見られ 実例は普遍的規則にとっての歩行器であるどころか、むしろ普遍的規則を示す唯一のものである。デリダはカントのこうし 概念的に把捉することができない、すなわち、規則はそれ自体としては明示できず、ただその実例が与えられるにすぎない。 しえない点に求められている。ところが、こうしたことは趣味判断においては妥当しない。先に第二節で明らかにしたよう れ自体として洞察しうることが前提されており、特殊なものとしての実例の欠点は、それが悟性の普遍的規則を十全に満た ろ公式のようなものとして用いるよう習慣づけるからである」(KrV, A134 / B173)。ここでは、 な事情に依存することなく、完全な仕方で洞察する悟性の努力を弱め、従って結局のところ、 きわめて稀であり、さらに実例は悟性の次のような努力を、すなわち規則をその普遍的なものにおいて、つまり経験の特殊 うした悟性の洞察の正しさと精確さを通常損なうものだからである。 をではなく〕判断力を鋭くする、という点にある。というのは、 ことはできない」という文章に先立って、次のように述べている。「実例の唯一の、そして多大なる効用は、 趣味判断はある普遍的規則の実例として、あらゆる人が賛同すべきものと見なされるべきであるが、この規則は決して 悟性の洞察の正しさと精確さとに関していえば、 なぜならば、 実例が規則の条件を十全に満たすことは 規則を原則としてよりはむし 悟性がその普遍的規則をそ それが (悟性

## 二)ハーバーマースにおける範例性の言語行為論的展開

か

7の理

一曲である(ヨ)。

うちに認められる。 カントの範例性の議論を生かそうとする試みは、ハーバーマースによる「美的批評」ないし「美的言語」に関する議論の

**゚コミュニケーション的行為の理論』(一九八一年)のハーバーマースは、「美的批評」に代表される「評価的発言(evaluative** 

た作 な知覚) することによって行うのではない。むしろ批評家が実際に行うのは、たとえば、「この素描は釣り合いがとれている」とい なわち、 について評価的発言をすることによって目指しているのは、 自体が、 美的批評における根拠は、 作品を真正の作品として妥当させるまさにその基準を受け入れるよう促すことができる。 Erfahrung)の真正な表現として、そもそも真正さに対する要求を体現したものとして知覚されうるような仕方で、 異なる、 Äußerung)」について、 方で表現していることを示すことにある。ただし、 入れるよう推奨されている規範が普遍化可能な関心を表現していることを証明することに役立つべきであるとするならば、 いていることである。「この〔美的批評という〕文脈において根拠は、作品ないし叙述を、それらがある範例的経験 (exemplarische も独自な機能を果たす。 た規範的拘束を要求するものでもない、つまり一般化された態度期待と一致するものでもない」と主張する という固 の具体的記述によって、 すなわち、 単にその芸術家にのみ妥当する私的な経験ではなく、 それに対応する価値基準を受け入れることに対する合理的動機となりうる点にある」(I, 41 f.)。 を他者に伝達するという「発話媒介的行為 という事態にほかならない。このように カントの術語に置き換えるならば、 .有の機能を有する ㈜。他方、根拠ある美的知覚によって有効とされる作品は、 作品を記述するという「発話内的行為 それは「単に表現的でもない、 注意すべきは、ハーバーマースが美的批評の根拠を論じる文脈において「範例的」という述語を用 知覚を導くことで作品の真正性をきわめて明証なものとし、その結果、この 「対象の美的特性を 美しいものは、 「評価的発言」は独自な位置を占めるが、 批評家はそのことを、この規範的経験を一般的な仕方で論述ないし論 (der perlokutionäre Akt)」として機能する。そして、そのような伝達 〔批評を読む〕 すなわち単なる私的感情ないし欲求を表現するものでもないし、 (der illokutionäre Akt)」 ば、 単に私的な快適なものとも、 ハーバーマースによれば、この作品が芸術家の範例的 他の人々にも意味を持つような経験)をそれにふさわしい 本人が自ら知覚するように導く」ことである 自らの知覚の仕方(すなわち評価 概念的に規定される善いものとも 実践的討論において根拠は、 それに応じて評価的発言の根 論拠の代わりとして、 〔作品の〕 批評家がある作品 経験 経験それ 眼前に 、受け 仕

それ自体として捉えることはできない、という事態は、 こで「範例的」という術語を用いる理由であろう。 この作品の価値を証示するものは存在せず、この作品が価値の基準を具現化している。そのことこそ、ハーバーマースがこ 具現化している(Verkörperung)という要求を伴って立ち現れる」(I, 68)。すなわち、このように知覚される作品を措いて、 主題とするからである。 受け入れるという普遍妥当的な事柄が、 成功するとき、 というのも、 同 作品はまさに知覚されるべき仕方で、 .時にその作品の価値基準それ自体を受け入れる。 実践的討論において人々は、 これに対して、「作品は、 いわば同 個々の行為の是非を論じつつも、「規範」の普遍妥当性をそれ自体として 一の事態の表裏として成り立つ。これは実践的討論には見られ いわば範例的経験を真正に叙述している、 規則が個別的事例のうちに具現化していて、規則を個別的事例を離れて 価値あるものとして知覚される。 カントが「範例的」という述語によって指し示そうとしたものと正 作品の知覚という具体的・個別的な事柄と、 人は、 ないしそれを教示する仕方で 作品をそのように知覚するこ ない特徴で 価値基準を

学のジャンル差の解消」(一九八五年)である。ここでは、 のように特徴づけられている。 点が必ずしも明快ではないからである。この点に関して参考になるのは、『近代の哲学的ディスクルス』 確に対応している。 範例的」なのか、 だが、ここには範例性の在処についてなお不明な点があるように思われる。 それとも、このように作品に表現されることによって、 より明確に、 言語行為論的な観点から、 この経験は初めて「範例的」となるのか、 というのも、 そもそも芸術家の有する経 「詩的言語」 所収の「哲学と文 の特質が次 験が

そのことによって新しい世界を遊戯的に創造する権限を得る、 ニケーション実践のように行為の決定を迫られられなくなる。 〔文学作品において〕 発話内的行為は、 〔相互行為への〕 拘束力が中和されることによって力を失うため、 あるいはむしろ、 そして、発話内的行為は通常の言説の領域から解放され、 革新的な言語表現の持つ世界開

となるきっかけを得る」(PDM, 236, 238)。 り扱いによって、 持つことを根拠づけるのは、 力を純粋に証示する権限を得る。……〔言語の〕 (対話者相互の行為を調整する) 事例 〔すなわち出来事〕はその文脈から解き放たれ、 ……〔ある出来事の〕範例的な取り扱い(die exemplarische Bearbeitung)である。 統制的、 (対象世界を記述する) 詩的機能が 〔他の諸機能、すなわち(話者自身のことを語る) 情報的機能(3)に対して) 革新的な、 世界開示的な、 優先し、構造形成的な力を 目を開くような叙述 この取

語行為論的な観点から新たに賦活化するものといえる。 うした範例性を生じさせる条件であるといえよう。この意味において、ハーバーマースの議論はカントの範例性の議論を言 なわちいわゆる美的な領域において生じる。 と呼ばれる。こうした取り扱いは、ハーバーマースによれば、発話者相互の発話行為が相互行為への拘束力を失うとき、 が、 範例性を成り立たせるのは、 その内容に即して普遍性を帯びるのではなく、それを取り扱う仕方によって普遍性を帯びるとき、その事例は範例的 ある個別的な事例の内容それ自体ではなく、それを取り扱う仕方である。すなわち、 カント的な述語に置き換えるならば、客観的な世界への実践的無関心性が、こ ある事 す

## 主要文献表

Aristotle, Metaphysica; A Revised Text with Introduction and Commentary by W. D. Ross, London: Oxford University Press, 1953

Aristotelis Rhetorica, ed. by W. D. Ross, Oxford, 1959.

Baumgarten, Alexander: Asthetik, hrsg. von Dagmar Mirbach, Hamburg 2007

idem: Ethica philosophica, ed. III, Halle 1763

idem: Metaphysica, ed. IV, Halle 1757

[Calcidius] Timaeus: A Calcidio translatus commentarioque instructus, ed. by J. H. Waszink, London, 1962

Derrida, Jacques: La verité en peinture, Paris, 1978(『絵画における真理』上、高橋允昭・阿部宏慈訳、法政大学出版局、一九九

Parages, Paris, 1986.(『境域』若森栄樹訳、書肆心水、二〇一〇年)

Habermas, Jürgen: Der philosophische Diskurs der Moderne, Frankfurt am Main 1985.(『近代の哲学的ディスクルス』三島憲一ほ か訳、岩波書店、一九九〇年)

ders.: Theorie des kommunikativen Handelns, Bd. 1, Frankfurt am Main 1981.(『コミュニケーション的行為の理論』(上)、河上・ フーブリヒト・平井訳、未来社、一九八五年)

Kant's gesammelte Schriften, hrsg. von der Königich Preußischen Akademie der Wissenschaften, Berlin 1910-

Meier, Gottfried Friedrich: Auszug aus der Vernunftlehre, Halle 1752.

ders.: Metaphysik, Erster Teil, Halle 1755.

ders.: Philosophische Sittenlehre, 5 Bde., Halle 1753-61.

Platonis Opera, ed. by Ioannes Burnet, Tomus IV, Oxford 1902.

S. Thomas Aquinatis opera omnia, ed. by Roberto Busa, Stuttgart, 1980.

註

(1)訳文では exemplarisch を「範例的」、musterhaft を「模範的」と訳し分けるが、両者の意味は同一であるため、本文で

## は「範例的」に統一する。

- 公刊された著作においてカントが「範例的」という語を用いるのは一○回、「模範的」という語を用いるのは八回 断力批判』に見出される。さらに、『実用的観点からの人間学』に見られる「模範的」という語の三つの用例は内容 限られるが、「範例的」という語に関しては一○回のうち五回が、「模範的」という語に関しては八回のうち三回 !?にいずれも『判断力批判』の天才論に対応する。 判
- (3)ちなみに、ギリシア語の paradeigma は paradeiknynai(原義は「脇に(para)置く(deiknynai)」)に、ラテン語 exemplar は eximere(原義は「から(ex)取る(emere)」)に由来し、両者は語源的には対応しない。
- (4)paradeigma の概念史は未開拓の領域といってよい。私の知るところ、この点を扱ったものとしては Th. Rentsch, Art. University Press: Stanford, California, 1995; Alexander Gelley, Art. "Rhetoric: Exemplarity," in: Encyclopedia of Aesthetics, ed exemplum に関しては G. Buck, Art. "Beispie, Exempel, exemplarisch", in: HWPh. Bd 1, S. 819-23 が概観を与えてくれる。 by Michael Kelly, vol 4, Oxford University Press, 1998, pp. 155-159 を数えるのみである。なお、本節(三)で扱う "Paradigma", in: HWPh. Bd 7, S. 74-81; Unruly Examples: On the Rhetoric of Exemplarity, ed. by Alexander Gelley, Stanford
- (5)プラトンにおける paradeigma について分析した論文としては、いまだに W. J. Prior, The concept of *paradeigma* in Plato's とが示すように、paradeigma が述語として中心的位置を占めているのは『国家』と『ティマイオス』両篇である。『国 VI, 500e, VII, 540a, IX, 592b; Tht. 176e, Parm. 132d; Tim. 28a-c, 219b, 31a, 37c, 38b-c, 39e, 48e-49a を挙げている。このこ theory of forms, in: Apeiron 17 (1983), 33-42 が最も詳しい。著者プライアーはその用例として Euphr. 6e; Rep. V, 472c, の用例については、 必要なかぎりで後に触れる。
- (©) Leonard Brandwood, A Word Index to Plato, Leeds, 1976, p. 708
- (7)藤澤令夫『イデアと世界 ―― 哲学の基本問題』所収(岩波書店、一九八〇年、五七頁、六四頁)。

- 藤澤令夫はこの箇所を、「われわれの目的はけっして、そのような模範が現実に存在しうるということを証明するこ とではなかった」と訳している(文庫版上巻四〇二頁)。文脈を捨象するならば、 のイデア)の「存在」それ自体を括弧に入れているかのような印象を与えかねないが、ここにいう「現実に存在しう あたかもプラトンが模範
- 10 9 ただし、アリストテレスも自らが理解する意味における「形相」を「範型」と呼ぶことがある(Met. V 1; 1013 a27)。

る」とは現象界において「生じるうる」ことにすぎない。

同様の規定は『分析論前書』にも見られる。「paradeigma とは全体に対する部分の関係

〔帰納法〕でもなければ、部

- は同一のものに下属し、その一方の部分がよく知られている」(Anal. Pr.; 69 a13-16)。 分に対する全体の関係 〔論証法〕でもなく、部分に対する部分の関係であって、その際、両者〔すなわち二つの部分〕
- $\widehat{\underline{11}}$ その際、「例証の種の一つは、過去にあった事実を語ることであり、今一つは語る人自らが例を作り出すことである」 構であってもよい(具体的にアリストテレスは「アイソポスの物語やリュビアの物語のような寓話を念頭に置いてい (Rhet. II 20; 1393 a28-30)、と語られるように、例証において持ち出される事例Pは過去の事実である必要はなく、虚
- (12) だが、このことはまた、 はここにあるといえよう。 の位置に滑り落ち、こうして両者が同一平面で比較されることになる。いわゆる「第三人間論」が生じる淵源の一つ なしていると思われる。こうした混同によって、本来「範型」の位置に立つべきものが「実例」(「範例」としての) 本来その存在論的位置を異にする「実例」と「範型」が、時として混同される一つの要因を

タイン(一八八九―一九五一年)である。彼は「範型(Paradigma)」を「それと〔何かが〕比較されるところのもの (etwas, womit verglichen wird)」と定義する。ここでは彼の挙げる例を参照するのがわかりやすいであろう。例えば「パ 範型」と「実例」とを同一平面上に捉えてはならない、ということを独自の仕方で強調したのがヴィトゲンシュ

Untersuchungen, ⋄ 50)。ただし、このように範型に対して述語づけを否定するヴィトゲンシュタインの立場を、プラ ともできない」。メートル原器についてそのように語ることは、範型を実例を混同することである。 るものではないので、メートル原器について「それは一メートルであると語ることも、一メートルではないと語るこ リにあるメートル原器」は、それと比較することによって他のものどのもの長さが測られるものであって、 トンは認めないであろうが。 「範型」とは、「叙述されるもの(Dargestelltes)」ではなく、「叙述の手段 (Mittel der Darstellung)」である (Philosophische 別言するならば

- (2) Th. Rentsch, "Paradigma, exemplar", in: HWPh, Bd. 7, S. 77.
- (14)ヴァスツィンクが exemplaris を名詞の属格と見なしていることは、「翻訳部分への索引(Indicis ad translationem)」に exemplar という項目を設け、そこに paradeigma というギリシア語を充てていることからも窺える(Calcidius, 384)。
- 〔5〕すでに Der neue Georges. Ausführliches lateinisch-deutsches Handwörterbuch, 8. Aufl., Hannover und Leipzig 1913 の形容詞 exemplaris の項に "eminentia, Chalcid. Tim. 48E" とあり(Bd. 1, S. 2539)、ゲオルゲスはこの箇所の exemplaris を形容詞 として理解している。
- (16) ちなみに、Magee による英訳(Calcidius, On Plato's Timaeus. Edited and tranaslated by John Magee, Harvard University られてこる(Calcidio. Commentario al "Timeo" di Platone. A cura di Claudio Moreschini, Milano 2003, p. 95) によるイタリア語訳では "eterno, privo di generazione et dotato dell'eminenza del modello" とあり、これは原文を正しくと つ」という訳は原文を逸脱している(ちなみに、この Magee の英訳は全体的にかなり不正確である)。モレスキーニ preeminent exemplar" とあり、おそらく exemplar を名詞として理解しているのであろうが、「卓越した範型の地位を持 Press: Cambridge, Massachusetts, London, England, 2016, p. 104) じせ "eternel, lacking becoming, and having the status of a
- (17) 註 (1) 参照。

- (🗢) Stephanus Chauvin, Lexicon rationale sive thesaurus philosophicus, Rotterdam 1692, s. p.
- マイアーの独訳では Bewegursache である。Alexander Gottlieb Baumgartens Metaphysik, Halle 1766, § 247
- (20)この引用文については本節(三)において再度考察を加える。
- (21)ちなみに、バウムガルテンのここでの議論は、ヴォルフ『普遍的実践哲学』第二部第二五○節に遡る。
- (22) ちなみに、 第一九七節では Nachahmung と Nachfolge が、また Muster と Original が同義に用いられている(§ 197)。
- )ホラティウスの原文は以下のとおりである。

... uos exemplaria Graeca

nocturna uersate manu, uersate diurna. (AP, 268 f.)

すなわち、ホラティウスの原典に対してバウムガルテンは次のような変更を課している。第一に、「ギリシアの模範 (exemplaria Graeca)」を「見事な作者の模範」とし、かつそれを引用としてではなく、自らの地の文に組み込んでいる。

第二に、二人称複数の命令形である原文を、バウムガルテンは不定形に変更している。

24

Horace, Eppistles Book II and Epistle to the Pisones ('Ars Poetica'), ed. by Niall Rudd, Cambridge University Press, 1989, p.

ホラティウスはここで versare という動詞を「手にする」と「熟考する」という二つの意味を兼ねて用いている。

- (25)これはホラティウス『詩論』三一七―一八行に相当する。 とあるが、vivas ではなく veras と読む版本も多い。 現行の版本では通常 ac veras ではなく、et vivas (et uiuas)
- 26 この箇所は意味がとりにくいが、おそらく、『美学』第五六節のホラティウスの引用 らば、 態を指しているのであろう。 ギリシア人がローマ人にとって模範となったように、フランス人はドイツ人にとって模範となる、 (次の註を参照) を顧慮するな

- 、シア)『美学』第五六節では次のようにホラティウスの言葉(『詩論』第三二三―三二四行)を引用している。 詩のあらゆる偉大な類において、きわめてよい模範(Muster)をわれわれに対して与えた」(Gottsched, 41 Anm ている。「ローマ人にとってギリシア人であったものは、われわれにとっては現在フランス人である。フランス人は 101)。バウムガルテンの立場はゴットシェートのそれと正確に一致する。 ·ムーサはギリシア人(フランス人)に天分を、ギリシア人(フランス人)になめらかな語り口を与えた」(® 56)。 ちなみに、ホラティウス『詩論』第二六八行の「ギリシア人の」に対してゴットシェートは次のような註釈を加え
- 28 ホラティウス『詩論』において exemplar(ia) という語が出てくるのは、二六八行目の exemplaria Graeca と三一七行目 また、そのことをほのめかしてもいる(『弁論家について』)」(Aes. \$ 285)。「『その欠点に関して模倣される模範は・ は自分がいわばこの 〔壮麗な思考様式の〕 模範のようなもの (quoddam exemplar) であることを自分でも知っていたし、 という語を用いているが、いずれも古典的詩学・弁論術の文脈においてである。その箇所を引用しておく。「キケロ において計二度(第五六節、第四一○節)、ホラティウス『詩論』三一七行目を自らの『美学』において同じく計二 の exemplar uitae morumque の二カ所であるが、バウムガルテンはホラティウス『詩論』二六八行目を自らの『美学』 人を欺く(Decipit exemplar vitiis imitabile)』(ホラティウス『書簡詩』)」(Aes. § 714)。 (第三四三節、第八二七節)引用している。なお、バウムガルテンは『美学』においてさらに二つの節で exemplar
- 面 が区別されるが(IV, 479 f. Anm.)、『判断力批判』第一八節の用例が示すように、カント自身常にこの区別に従って (Exempel)」と、理論的な領域における「概念の単なる理論的呈示 (theoretische Darstellung)」としての「実例 (Beispiel)」 るとはいえない。 (『倫理学』筑波大学倫理学原論研究会、第一八号、二○○一年)参照 最晩年に公刊された『人倫の形而上学』(一七九七年)では、実践的な領域における規範としての なお、この点については、千葉建「趣味判断の範例的必然性をめぐって ―― カント趣味論の一 側

- (30) この点については、Allison, pp. 14-15 参照。
- 31 d. i. exemplarisch ist)」(Kollegentwürfe aus den 80er Jahren, XV, 824)、という八○年代の講義草稿に見られるように、 おそらくカントは、「独創的であるのは、否定形で言えば、模倣されていないものであり、 概念はさまざまな次元を含んでおり、ここでは必ずしもそれらが明確に分節化された仕方で語り出されているとはい 模倣によって生じたのではないが、模倣に値するものという意味合いをこの語に込めている。だが、「模倣」という すなわち範例的なものである(Original ist negativ, was nicht nachgeahmt, positiv: was nachahmungswürdig 肯定形で言えば、 模倣
- 32 「範例的」という概念が芸術家に関して最初に用いられるのは、なお芸術について本格的に論じる以前の 第三二節においてであり、その他の四つの用例はいずれも「芸術論」のうちに見られる(第四六、四七、 四九節)。
- 、34)さらに、倫理学講義において「模範」が「模倣」と関連づけられていたのに対し、『判断力批判』では「模範」はむ 、33) 「自然が天才を通して規則を与えた模倣」という一節は意味が取りにくいが、流派に属する人が天才の所産を模倣す る際に、この模倣それ自体は芸術作品から引き出される規則に依拠するが、この規則それ自体は天才の自然に由来す ということなのであろう。宇都宮は、「自然が天才を通じて規則を与えた〔ものの〕模倣」と補って訳している。
- 35 以上の考察から、 しろ「継承」と関連づけられている、 七○年代の「倫理学講義」と九○年の『判断力批判』とを隔てるものも明らかとなろう。 といった差異もあるが、これはむしろ小さな差異というべきである。 置者の

間

- ている点にある。 の最大の相違は、 「倫理学講義」のカントが、「規則」それ自体を「実例」から区別して捉えることの重要性を指摘し いうまでもなく、こうしたことは『判断力批判』における範例性の議論とは一致しえない。
- 36 「パレルゴン」とほぼ同時期に書かれた論考「ジャンルの掟」( 一九七九年初出) から類へ、類の類〔という下位の類〕 から類一般〔という上位の類〕へといたる延長の関係」(すなわち、 では、「範例的な個体から種

- 属するか否かを決める特徴〔の線引き〕(trait)が不可避的に分断され、集合の縁は、陥入〔湾入〕(invagination)によっ ずに分有すること(participation sans appartenance)」が対置され、後者が次のように規定されている。「ある集合に所 のによる下位のものの包摂関係)に対して、「汚染の原理、不純の規則、寄生のエコノミー」が、すなわち「所属 て、全体よりも大きな内部ポケットを形成するにいたる」(Parages, p. 237)。
- (37)デリダにおける「範例性」の概念の積極的な意味については、青柳悦子『デリダで読む「千夜一夜」――文学と範例性」

(新曜社、二○○九年)が詳細に検討を加えている。

- 〈38)ここでハーバーマースは、ビットナーの論考「言語分析的美学の一断面」における次の一節を念頭に置いている。「た Akt)は、〔対象を記述する〕言明の種類に属するが、こうした発言によって一般になされる発話媒介的行為(der perlokutionäre Akt)は、対象の美的特性を本人が自ら知覚するように導く」(TkH, I, 41 Anm.)。 とえば『この素描は釣り合いがとれている』といった発言によって通常なされる発話内的行為 (der illokutionäre
- ´タ9`) これら三者は、ビューラーによる記号の三機能、すなわち「表現、呼びかけ、記述」に由来する(PDM, 235)。